

監査発第84号
令和3年9月29日

請求人 様

福知山市監査委員 長坂 勉

福知山市監査委員 柴田 実

福知山市職員措置請求について（通知）

令和3年8月6日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく福知山市職員措置請求について、下記のとおり通知します。

記

第1 請求の内容

請求人から令和3年8月6日付けで提出された請求書の内容は次のとおりであった。

1 請求の要旨（原文のまま掲載。）

- （1）別紙①②の決裁印者が、被告として敗訴した市が顧問弁護士に成功報酬を渡している。
- （2）成功報酬55万円と55554円を年度をこえたR3年4月19日に渡している。
- （3）55554円と55万円の両金額を（別紙①②）敗訴したにもかかわらず成功報酬として顧問弁護士に渡す行為は税金である上記金額の損失に値する。
- （4）違法行為は過失と故意のどちらか1つで成立するため故意が認定されな

かったからよいでは、はなはだおかしいことである。市庫への上記金額の返金を求める。

2 請求者

住所 福知山市（略）

氏名 （略）

3 請求書の補正及び事実証明書の提出

令和3年8月6日の提出時に、請求書に必要な記載事項の追記などの補正を求めたうえで請求書及びその事実証明書を同日に收受した。

4 請求人が提出した事実証明書

資料受付番号 証資料1から証資料3までの事実証明書

（なお、これらの書面については、本監査結果への記載を省略した。）

第2 請求の受理

本件請求は、令和3年8月12日に監査委員の合議により、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和3年8月6日付けをもって受理した。

第3 請求人の陳述及び追加資料の提出

法第242条第7項の規定に基づき、令和3年8月25日に証拠書類の追加提出及び陳述の機会を付与した。

陳述において請求人から、請求の要旨に加え、弁護士との委託契約書には市が勝訴した場合に報償金を支払うこととなっているのに敗訴で支払うことはおかしいことの主張がされた。

また、追加資料の提出はなかった。

また、監査委員が請求人に対して、

- 1 敗訴とする根拠は何か。
- 2 市庫へ返還を求められているが職員措置請求なので、誰に対するものか。
- 3 成功報酬を支払ったのが年度を超えて4月19日に渡していると記載しているが年度を超えたことに対する違法性を言っているのか。

請求の要旨について確認を行い、1については、「1円でも賠償金を払うのは

敗訴である。」、2については、「決裁印を押している代決の(略)課長補佐と(略)会計管理者に加えて(略)学校教育課長、市長と両副市长も責任者である。」、3については、「そうです。」との回答があった。

第4 監査の実施

1 監査の対象機関

市民総務部総務課

会計室

教育委員会事務局学校教育課

2 監査対象事項

請求の要旨及び陳述の内容から、次の2項目を監査対象事項とした。

- (1) 判決を勝訴として成功報酬を市顧問弁護士に支払っていることについての違法性・不当性
- (2) 令和2年度に判決が下りた事案について、令和3年度に弁護士報酬を支払っていることについての違法性・不当性

3 監査対象部署の説明

令和3年8月27日に市民総務部総務課、会計室及び教育委員会事務局学校教育課に対して聴取を行い、以下のとおり説明があった。

- (1) 成功報酬額の決定経過はどうなっているのか。

報酬額の決定経過としては、本市で事件に要した難易度や処理に要した労力、事件の行政における重大性により算定し、弁護士に提示、双方確認の上で起案した。

- (2) 算定式は市独自のものか。

独自のものである。

- (3) 判決後、すぐに事務処理に入るのか。時間が経過しているがその件はどうか。

令和2年10月30日の判決の内容を精査し、相手方の上告もなかったため、判決が確定し、損害賠償の支払を行い、その後に弁護士報酬の支払手続を進めた。

(4) 第2審は完全勝訴でないが、成功報酬の基準はどうなっているのか。

事件の難易度、処理に要した労力及び事件の重大性で整理した。

(5) 請求人は、市が敗訴していると主張されているが見解は。

330万円の請求に対して認められたのは1万5千円であり、請求額の220分の1と非常に小さい。

また、第2審でも京都地裁の判決を踏襲していること、廃棄したのは事実であり、損害賠償をゼロに抑えることは困難な裁判をしており、判決の主文においては勝訴、敗訴の明示はない。判決の満足度によるものであり、今回、損害賠償額が220分の1であったことから敗訴ではないと判断した。

(6) 勝訴の判断は市か。

市である。

(7) なぜ成功報酬の支払が遅れたのか。

本件は市民総務部総務課より教育委員会事務局学校教育課が執行委任を受けて、その後の事務処理を行うものであった。

予算執行委任書の中には令和3年3月31日付けのものもあり、執行委任を確認後、請求書の内容を確認することとなったため、請求書の受理日は令和3年4月8日となり、最終的に支払までに時間がかかることとなった。

(8) 弁護士の出張経費も成功報酬として支出されているがなぜか、また、そのことにいつ気が付いたのか。

支出伝票の摘要欄には誤って成功報酬と記載しているが、出張経費に関わる支出と理解していた。

誤りについては、今回の請求があって気が付いた。

(9) 支出伝票にはどのような書類が添付されていたのか。また、年度を超えての支出となったのはどうしてか。

添付書類は業務委託契約書及び請求書であった。

弁護士からの請求書の日付は令和3年3月16日付けだったが、市が受理したのは令和3年4月8日になった。前年度の請求日であるため、前年度（令和2年度）で受理した。

(10) 弁護士の出張経費も成功報酬として支出されているがなぜか。

予算的に報償費として支出することに問題がなかったので支出した。

(11) 会計室の審査では摘要も確認するのではないのか。

摘要欄については確認漏れであった。

(12) 年度を超えての支出に問題はないのか。

福知山市財務規則改正に伴い平成29年4月1日より、出納整理期間の4月に受理された請求書で、旧会計年度で支出すべきものについて、「支出負担行為兼支出命令書」で起票ができることになっており、問題はない。

第5 監査の結果

1 事実の確認

本件請求の要旨及び請求人の陳述、提出された事実証明資料並びに関係人の事情聴取に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 勝訴の基準

民事訴訟の判決の主文においては勝訴、敗訴の明示はなく、当事者の判決に対する満足度によるものである。

市は今回の判決に関して勝訴と判断した。

(2) 事案の年度を超えた支出

弁護士からの請求書の日付は、前年度の令和3年3月16日であり市が受理したのが令和3年4月8日である。

福知山市財務規則により出納整理期間の4月に受理された請求書で、旧会計年度で支出すべきものについては旧会計年度予算で執行することとしている。

(3) 成功報酬として支出された金額

支出伝票（負担行為兼支出命令書）の摘要欄に成功報酬として記載のある2件のうち、金額が55,554円のものについては、出張経費（費用弁償）であり、正しい支出科目で支出されているが、摘要欄に記載された内容が間違っていた。

2 監査委員の判断

本件措置請求において、監査対象とした事項について、以下のとおり判断した。

なお、2件の成功報酬の支出伝票（負担行為兼支出命令書）のうち、金額が55,554円のものについては支出内容が出張経費であるため、金額が55万円のもののみを証拠書類として採用した。

(1) 判決を勝訴として成功報酬を市顧問弁護士に支払っていることについての違法性・不当性

大阪高等裁判所令和2年（ネ）第898号慰謝料等請求控訴事件で福知山市（被控訴人）との訴訟代理人契約において、委託契約書の第2条に「ただし、勝訴の判決が得られない場合は、成功報酬は支払わないものとする。」とし、また、その別紙には、「(1) 弁護士報酬 イ 成功報酬 成功の程度に応じ、甲・

乙協議の上決定するものとする。」と記載されている。

成功報酬の考え方については、日本全国の弁護士が登録する日本弁護士連合会のホームページに「報酬金というのは事件が成功に終わった場合、事件終了の段階で支払うものです。成功というのは一部成功の場合も含まれ、その度合いに応じて支払いますが、全く不成功（裁判でいえば全面敗訴）の場合は支払う必要はありません。」と説明されており、一般的に成功報酬は一部成功も含まれると解される。

また、民事訴訟法第64条では、「一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により、当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。」とされており、大阪高等裁判所令和2年（ネ）第898号慰謝料等請求控訴事件の判決の主文では、「4 訴訟費用は、第1，2審を通じてこれを220分し、その219を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。」と記載されていることから、今回の判決結果が福知山市側の敗訴ではなく、委託契約書において勝訴と判断される内容である。

よって、福知山市が訴訟代理人である市顧問弁護士に成功報酬を支払った行為は妥当であり、違法不当であるとする請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(2) 令和2年度に判決が下りた事案について、令和3年度に弁護士報酬を支払っていることについての違法性・不当性

大阪高等裁判所令和2年（ネ）第898号慰謝料等請求控訴事件で福知山市との訴訟代理人契約において、委託契約書の第3条に「成功報酬は、勝訴の判決言渡し（訴えの取下げ及び和解の成立を含む。）後適法な請求があった日から起算して30日以内に謝金として支払うものとする。」また、その別紙には、「(1) 弁護士報酬 イ 成功報酬 成功の程度に応じ、甲・乙協議の上決定するものとする。」と記載されている。

大阪高等裁判所令和2年（ネ）第898号慰謝料等請求控訴事件の判決は、令和2年10月30日に言い渡されており、その後、成功報酬額について弁護士側と協議をし、弁護士側からは令和3年3月16日付けで請求書が福知山市に提出されている。

福知山市では、弁護士からの請求書を受け取り、請求書内容を確認し、また、訴訟に関わる成功報酬は予算措置されていなかったため、令和3年3月25日付けで予備費からの流用処理、さらには、同日付けで市民総務部総務課から教

育委員会事務局学校教育課に対して、弁護士への成功報酬について予算執行委任が令和2年度に起案されている。

こうした事務処理を経て、大阪高等裁判所令和2年（ネ）第898号慰謝料等請求控訴事件の成功報酬の請求書は、令和3年4月8日に教育委員会事務局学校教育課で受理されている。

また、同日付けで大阪高等裁判所令和2年（ネ）第898号慰謝料等請求控訴事件の成功報酬の支出伝票（支出負担行為兼支出命令書）が起案され、令和3年4月19日に会計室により弁護士に支払が行われている。

地方公共団体の一般会計では会計経理について現金主義をとるため、旧会計年度末までに確定した債権債務について所定の手続を完了し、現金の未収未払の整理を行うための期間として、4月1日から5月31日までの期間が出納整理期間として定められている。

今回の弁護士への成功報酬の支出は福知山市財務規則第32条 別表第1（第32条、第35条の2関係）支出負担行為の整理区分表において、当該年度の出納整理期間に支出等をすべきものに該当するため、令和3年5月31日までは令和2年度予算として支出することができる。

このことにより、令和2年度事案の弁護士の成功報酬の支払日が令和3年4月19日であっても出納整理期間であるため、支払をすることは財務規則上も何ら問題がなく、今回の支出により福知山市に損害発生の可能性はない。

したがって、請求内容は、住民監査請求において求める措置として法が定める事項に該当しないものであり、不適法と判断する。

第6 結論

前述のとおり、本件措置請求のうち、成功報酬が年度を超えて支出していることについては、要件を欠いており不適法であるため、これを却下とし、請求人のその他の主張は、理由がないものと判断し、職員への妥当性のない金額の返還を求める措置の必要は認められないため、これを棄却する。

第7 意見

成功報酬の支出行為に関わって、本来、成功報酬は55万円だけであるのに、支出科目は同じであるが出張旅費に対する報償費費用弁償を成功報酬の名目で支出したことは、請求者に誤解を与えるだけでなく適正な支出事務行為とは言えないので、今後は支出負担行為の摘要事務を十分理解して事務処理を行うよう求めるものである。